

自転車王国とくしまサイクリングロードプロジェクト
企画提案募集要項

1 目的

「自転車王国とくしま」の取り組みをさらに充実させ、サイクルスポーツ先進県を目指すため、新たなサイクリングロードの設定等の取組みを実施することとし、これを企画及び運営する民間事業者（以下「事業者」をいう。）の選定を行うため、公募型プロポーザルにより企画提案を募集する。

2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名
自転車王国とくしまサイクリングロードプロジェクト
- (2) 委託業務の内容
別紙、「自転車王国とくしまサイクリングロードプロジェクト」仕様書のとおり
- (3) 委託業務の期間
契約締結日から令和5年3月31日まで
- (4) 委託料上限額（消費税及び地方消費税を含む。）
金5,348,000円

3 事業者の参加資格要件

- 委託にあたっては、プロポーザルを実施することとし、応募できる者は、次の(1)～(9)の要件をすべて満たす者とする。なお、(3)、(4)及び(5)④の要件については、資格確認のため、徳島県警察本部に照会する場合がある。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
 - (2) 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）でないこと。
 - (4) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。
 - (5) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。
 - ① 成年被後見人又は被保佐人
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ④ 暴力団の構成員等
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
 - (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を超過しない者でないこと。
 - (8) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守している者であること。

- (9) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する団体その他受託者として適当でないと認められる者でないこと。

4 応募方法

(1) 提出書類及び部数

次の書類等を提出すること。

内 容	大きさ	部数
① 企画提案書（様式第1号）	A4判	1
② 会社等の概要（様式第2号）	A4判	5
③ 事業計画書（様式第3号）	A4判	5
④ 委託業務に係る経費の見積書（様式第4号）	A4判	5
⑤ 過去の実績	任意	5

徳島県管財課登録業者でない場合は下記証明書も提出のこと

⑥ 印鑑登録証明書		1
⑦ 履歴事項全部証明書（原本）		1
⑧ 事業税（都道府県税）及び都道府県民税（法人のみ） についての納税証明書		1
⑨ 消費税・地方消費税の納税証明書		1

(2) 提出期限

令和4年4月18日（月） 午後5時必着
郵送により提出する場合も同様とする。

(3) 提出方法

持参，郵送（書留郵便）又は宅配便とする。

(4) 企画提案書の取扱い

- ① 提出期限後の提出書類の提出，再提出及び差し替えは原則として認めない。
- ② 提出された書類は返却しない。
- ③ 提出された書類は，徳島県における使用に限り，必要に応じて複写することがある。

(5) 提出書類についての留意点

- ① 提案書は1者1案とする。
- ② 別添「仕様書」に基づき作成すること。
- ③ 各種証明書類は発行後3ヶ月を超えないもの。
- ④ 印鑑登録証明書は企画提案書に押印した実印の証明書。
- ⑤ 履歴事項全部証明書（原本）は法務局が発行したもの。
なお，個人の場合は身分証明書（市町村発行）及び登記されていないことの証明書（法務局発行）。
- ⑥ 事業税及び都道府県民税の納税証明書は都道府県税事務所等が発行する未納の額のないことの証明書。
- ⑦ 消費税及び地方消費税の納税証明書は税務署が発行する未納の額のないことの証明書。（個人－その3の2，法人－その3の3）

(6) 次に該当する場合には，失格又は無効とする。

- ① 企画提案書の提出方法，提出先又は提出期限に適合しない場合
- ② 企画提案書に虚偽の内容が記載されている場合
- ③ 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ④ 本要項及び仕様書に示した提案に関する要件に適合しない場合

(7) この業務により知り得た秘密は，他人に漏らさないこと。

(8) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

(9) 企画提案に要する全ての費用は応募者の負担とする。

5 提案者の選定

(1) 選定委員会の設置

徳島県未来創生文化部内に設置する選定委員会において、参加者による企画提案のプレゼンテーションを実施した上で、評価基準により総合的に評価して順位付けを行い、1位となった参加者を委託候補者に選定する。

なお、審査結果によっては、いずれの参加者も委託候補者に選定しないことがある。また、参加者が1者だった場合には、総合的に評価して委託候補者としての適否を判断する。

① プレゼンテーション実施日 令和4年4月22日（金）を予定

② プレゼンテーションの所要時間 1者あたり20分以内を予定（説明10分以内、質疑10分以内、変更の場合あり）

③ 注意事項

- ・各応募者のプレゼンテーション開始時刻及び実施場所は後日通知する。なお、各参加者のプレゼンテーションの順番は、県が厳正な抽選を行い決定する。

- ・プレゼンテーション出席者の所属・職・氏名を令和4年4月20日（水）午後5時までにメールで報告すること。なお、出席者は最大2人までとする。

- ・プレゼンテーション開始時刻に遅れた場合又はプレゼンテーションを実施しなかった場合は、審査対象としない。

- ・選定委員会は非公開とする。

- ・プレゼンテーション時の追加資料の提出及び提示は認めない。

- ・モニターを使用した資料がある場合については、説明時間10分の中で会場に用意したモニターに映し出し説明することは可能とする。その場合、映像を再生するためのパソコン及び会場モニターに接続する HDMI 又は USB ケーブルは持参すること。

- ・提案書の提出者が多数の場合は、説明時間等を変更する場合がある。

- ・プレゼンテーションに要する全ての経費は、参加者の負担とする。

(2) 選定基準

次の項目により評価する。ただし、評価基準の配点等に関する質問は受け付けない。

評価・選定項目	
総合的な企画力	
	事業の趣旨を踏まえた企画となっているか
	安全・安心なコース設定となっているか
	参加者が幅広く参加できるための企画となっているか
	魅力的な情報発信イベントとなっているか
提案内容の実現性	
	実施体制及びスケジュールは実現可能か
予算の妥当性	
	予算内での効果的かつ効率的な提案がなされており提案内容と整合性が図られているか
過去の実績等	
	コース設定に係る実績の有無及び内容
	デジタルイベントに係る実績の有無及び内容

(3) 選定結果

- ① プレゼンテーションを実施した全ての参加者に書面で通知するとともに県ホームページ等で公開する。
- ② 選定等に関する照会には一切応じない。
- ③ 選定結果に対する異議申立ては受理しない。
- ④ 選定委員会において選定された委託候補者は、契約手続を完了するまで県との契約関係を生じない。

(4) 選定結果の取消し

提出書類への虚偽の記載が明らかになった場合、委託候補者に重大な瑕疵があった場合、事業執行の意思が認められない場合、又は事業執行能力がないと認められる場合は、選定結果を取り消すことがある。

6 応募のスケジュール

委託業務の応募スケジュールは、次のとおりを予定している。

令和4年4月上旬	募集開始
令和4年4月18日(月)	募集締切
令和4年4月22日(金) ※予定	委託候補者選定委員会
令和4年5月2日(月)	契約締結・業務開始

－問合せ先及び各種書類の提出先－

徳島県未来創生文化部スポーツ振興課 企画・生涯スポーツ担当 西岡
770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
電話番号 088-621-2113 ファクシミリ 088-621-2819
E-mail sportshinkouka@pref.tokushima.jp